

多胎妊婦健康診査

多胎（双子、三つ子等）妊娠された妊婦さんは、単胎妊娠をした場合よりも頻回に妊婦健康診査を受診することが推奨されています。健診受診による経済的負担の軽減を図るため、通常の14回分の妊婦健康診査に加え、5回分の健診費用を助成します。

○対象となる方

周防大島町に住民票のある多胎妊婦さんで、町発行の「多胎妊婦健康診査受診票」をお持ちの方

※多胎妊婦健康診査受診票は、母子健康手帳交付時や転入時にお渡しします。

○健診項目

問診及び診察、保健指導、超音波検査

○助成回数

健診費用5回分を追加助成します。

※受診される医療機関と相談され、必要なときにお使いください。

○県外の医療機関で多胎妊婦健診を受診される場合

里帰り出産等で、県外の医療機関（委託医療機関以外）で多胎妊婦健康診査を受診された方は、健診の費用を償還払いにて助成（1回の受診につき5,300円を上限）します。県外の医療機関等で受診を希望される方は、福祉課へ事前にご連絡ください。



【お問い合わせ先】

周防大島町福祉課 こども家庭センター

TEL (0820) 77-5508